

Weekly Report

第331号
平成27年10月13日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

黒字申告割合は7年ぶりの30%台に

◆申告所得金額は5年連続増加し、過去最高

国税庁が公表した「平成26事務年度 法人税等の申告事績」によると、法人税の信憑件数は279万4千件（前年度比0.4%増）で、その申告所得金額は58兆4433億円（同9.7%増）、申告税額は11兆1694億円（同2.1%増）と5年連続で増加し、申告所得金額は過去最高となりました。また、申告を行った法人の黒字割合は30.6%（同1.5ポイント増）と4年連続の増加となり、7年ぶりに3割を超えました。黒字申告1件当たりの所得金額は6826万円（同3.1%増）となっています。一方、約7割を占める赤字法人の申告欠損金額は14兆4533億円（同13.2%増）、1件当たりの欠損金額は746万円（同14.8%増）と、ともに増加しています。

◆欠損金が生じた場合の繰越控除と繰戻還付

欠損金が生じた場合に適用できる制度には、「繰越控除」と「繰戻還付（資本金1億円以下の中小法人等に限る）」があります。繰越控除は、欠損金を翌年度以降9年間（29年4月開始事業年度か

らは10年間）にわたり繰り越すことができ、繰越期間中の事業年度で生じた所得金額から控除できます。ただし、中小法人等以外については控除額に制限があり、27年4月開始事業年度からは所得金額の65%（29年4月開始事業年度からは50%が限度となります。また、中小法人等に限り適用できる繰戻還付は、前年度に所得があり法人税を納付していた場合にその所得と相殺することで納付した法人税の還付を受けられる制度です。

国外扶養親族に係る関係書類の提出義務化

外国人労働者や国際結婚の増加等に伴い、国外居住の親族に対する扶養控除や配偶者控除等の適用が増えていることから、27年度改正において、居住者が国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、関係書類の提出等をしなければならないことになりました。

この改正は、28年1月以後に支払を受けるべき給与等について適用され、扶養控除等申告書とともに「親族関係書類（親族であることを証明する一定の書類）」の提出等が必要となります。また、年末調整の際には「送金関係書類（親族の生活費等に充てるために支払したことを明らかにする一定の書類）」の提出等をしなければなりません。

年末調整で必要となる高所証明書等を確認

保険会社から生命保険や地震保険の「保険料控除証明書」が送られてきます。給与所得者は、年末調整の際に必要となりますので、従業員に対して大切に保管するようにお知らせする、又はその都度会社で預かるようにします。

また、国民年金保険料について、社会保険料控除の適用を受ける場合には、年金事務所から送付される控除証明書等が必要となります。

なお、中途入社した方には、前勤務先から源泉徴収票を取り寄せるように依頼します。